

## 見直し作業の結果公表 < 検査検定制度 >

1. 制度の名称（通称可）	気象測器の検定
2. 根拠法令	気象業務法第27条
3. 担当部署名	国土交通省気象庁観測部観測課（検定管理係）
4. 当該制度に係る過去5年間の制度改正状況	<p>(1)改正年度</p> <p style="padding-left: 20px;">検定有効期間の延長（平成10年7月） 検定処理期間の短縮（平成11年3月）</p> <p>(2)改正内容</p> <p style="padding-left: 20px;">ガラス製温度計、電気式温度計、振動式気圧計及び乾湿式湿度計の検定有効期間を5年から10年に延長した。 気象測器の検定及び型式証明に係る判定の処理期間を、次のように短縮した。</p> <p style="padding-left: 20px;">(i) 型式証明を受けていない気象測器処理期間を50日以内に短縮する。（措置以前60日以内）<span style="float: right;">(ii)</span> 型式証明を受けている気象測器処理期間を25日以内に短縮する。（措置以前30日以内）<span style="float: right;">(iii)</span> 気象測器の型式証明 処理期間を85日以内に短縮する。（措置以前90日以内）</p> <p>(3)背景事情</p> <p style="padding-left: 40px;">規制緩和推進</p>
5. 今回の見直し作業の結果	
見直し作業の実施方法	気象審議会における検討 （平成11年9月14日～平成12年7月21日）

<p>5 - 1 . 国が関与した仕組みとして維持する必要があるかどうか</p>	<p>(1)検討結果</p> <p>今後とも国の関与が必要である。</p> <p>(2)理由</p> <p>気象測器の検定は、公益性が高い観測に用いる気象測器に限定して、正確な観測ができるよう、当該測器が一定の構造及び性能を有することを確認することを目的として実施されている制度である。不正確な観測データの流布により、防災対策等が適切に行われないような場合、危機管理に重大な影響を及ぼすことから、これら気象測器に対する国の関与を廃止することはできない。</p>
<p>5 - 2 . 自己確認・自主保安を基本とした仕組み（自己責任を重視した考え方）への転換の状況</p>	<p>(1)検討結果（選択式）</p> <p>a : 自己確認・自主保安化を行った。</p> <p>b : 第三者認証化を行った。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> c : 国又は代行機関（指定検査機関等）による実施とした。</p> <p>(2)上記の説明</p> <p>これまで気象庁自らが個々の気象測器の検定実務を行ってきたところ、気象審議会の検討結果を踏まえ、気象庁長官に代わって一定の能力を有する民間の法人（営利法人を含む。）が検定を行うことができる制度を導入することとした。（第151回国会に関連法案提出）</p> <p>(3)理由</p> <p>5-1項のとおり、気象測器の検定の制度は国として維持することが必要と考えるが、一方で民間の能力が向上しており、公正性が確保されれば、国自らその実務を行う必要性は少なくなってきた。このような状況に鑑み、一定の能力を有する民間の法人が検定を行うことができる制度を導入することとした。</p>

5 - 2 . においてcを選択した場合	
指定検査機関等に検査の実施を委ねる仕組みとして いるものについては、当該 検査機関等として公益法人 要件を課しているかどうか	<p>(1)公益法人要件の有無</p> <p>無し</p> <p>(2)公益法人要件のあるものはその理由</p>
自己責任の考え方に基づいた仕組み（自己確認・自主保安化や、優良事業所等のインセンティブ制度を指すものとする。）とすることができないと判断した根拠等	<p>(1)根拠</p> <p>不正確な観測データの流布により、防災対策等が適切に行われないような場合、危機管理に重大な影響を及ぼすことから、自己責任の考えに基づいた仕組みにすることはできない。ちなみに本制度は、公益性が高い観測に用いる気象測器に限定しており、必要最小限の観測実施者に限り、規制しているものである。</p> <p>(2)仮に自己責任の考え方に基づいた仕組みとした場合にはどのような問題が生じることとなるかを明らかにし、かつ、どのような事後的措置を講じればこうした問題の発生に対処できると考えるか</p> <p>不正確な観測データの流布により、防災対策等が適切に行われないような場合、国民の生命や財産の損失など重大な影響を及ぼす。これらの損失は、事後的措置は困難である。</p>
指定検査機関等の指定の条件の国際基準との整合性	<p>(1)指定基準（根拠法令条項名及びその概要。なお、写しを1部添付してください。）</p> <p>気象業務法第32条の4第1～4号</p> <p>(2)指定基準の国際整合性（上記指定基準がISOガイドのどの条項に適合しているかについて項目ごとに説明）</p> <p>・職員、設備、検定事務の実施の方法その他の事項についての検定事務の実施に関する計画が検定事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。（気象業務法第32条の4第1号）</p> <p>職員については、ISOガイド65 4 2 j, 5 1 1</p> <p>設備については、同ガイド 4 2 k</p> <p>実施方法については、同ガイド 4 2 k</p> <p style="text-align: right;">実</p>

		<p>・前号の検定事務の実施に関する計画を適正かつ確実に実行するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。(気象業務法第32条の4第2号) ISOガイド65 4 2 b, l</p> <p>・法人にあつては、その役員又は法人の種類に応じて国土交通省令で定める構成員の構成が検定事務の公正な実施に支障を及ぼす恐れがないものであること。(気象業務法第32条の4第3号)</p> <p>・前号に定めるもののほか、検定事務が不公正になるおそれがないものとして、国土交通省令で定める基準に適合するものであること。(気象業務法第32条の4第4号) ISOガイド65 4 2 a, d, e, f, l, m, n, o</p>
5 - 3 . 基準の国際的整合化・性能規定化、重複検査の排除等		
	<p>国際整合化(基準の基礎(性能規定化している場合にあつては、参照基準)として国際規格を用いているか)。</p>	<p>行っている場合はその状況、行っていない場合はその理由と今後の見通しについて記載。</p> <p>平成14年度新制度の導入に当って、指定検定機関、認定測定者の必要要件の詳細を定める際には、国際規格を参照する予定である。</p> <p>他方、検定の作業については、一部の測器について性能検査方法に関する基準はあるものの、本検定制度の中で合否の判定に参照となる国際基準はない。</p>
	<p>性能規定化</p>	<p>行っている場合はその状況、行っていない場合はその理由と今後の見通しについて記載。</p> <p>現行制度においても、所定の性能を検査することを主体としたものとなっている。</p>
	<p>重複検査の排除等</p>	<p>検討結果及び背景説明について記載。</p> <p>該当なし。</p>